

厚生労働省告示第 号

児童福祉法に基づく指定居宅支援等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十五年厚生労働省告示第 号）の規定に基づき、児童に係る厚生労働大臣が定める区分を次のように定め、平成十五年四月一日から適用する。

平成十五年 月 日

厚生労働大臣 坂口 力

児童に係る厚生労働大臣が定める区分

児童福祉法に基づく指定居宅支援等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十五年厚生労働省告示第 号）別表児童居宅生活支援費額算定表の児童短期入所支援費の注1の厚生労働大臣が定める区分は、次の各号に掲げる児童ごとに当該各号に定めるとおりとする。

一 身体に障害のある児童 次に掲げる区分とし、各区分に該当する児童の障害の程度は、それぞれ次に定める程度であると市町村が認める程度とする。

イ 区分1 食事、排せつ、入浴及び移動のうち三以上の日常生活動作について全介助を必要とする程度又はこれに準ずる程度

ロ 区分2 食事、排せつ、入浴及び移動のうち三以上の日常生活動作について一部介助を必要とする程度又はこれに準ずる程度

ハ 区分3 区分1及び区分2に該当しない程度

二 知的障害のある児童 次に掲げる区分とし、各区分に該当する児童の障害の程度は、それぞれ次に定める程度であると市町村が認める程度とする。

イ 区分1 食事、排せつ、入浴及び移動のうち三以上の日常生活動作について全介助を必要とする程度、著しい行動障害を有する程度又はこれらに準ずる程度

ロ 区分2 食事、排せつ、入浴及び移動のうち三以上の日常生活動作について一部介助を必要とする程度、行動障害を有する程度又はこれらに準ずる程度

ハ 区分3 区分1及び区分2に該当しない程度